

得た秘密を漏らしてはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

(金沢市福祉作業センター条例の一部改正)

第20条 金沢市福祉作業センター条例(昭和49年条例第45号)の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「(目的及び設置)」を付する。

第2条に見出しとして「(名称及び位置)」を付する。

第3条に見出しとして「(職員)」を付する。

第4条を次のように改める。

(開所時間)

第4条 作業センターの開所時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

第4条の次に次の1条を加える。

(休所日)

第4条の2 作業センターの休所日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所することができる。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

第5条に見出しとして「(使用の対象者)」を付する。

第6条に見出しとして「(使用の承認)」を付する。

第7条に見出しとして「(使用の承認の取消し等)」を付する。

第8条に見出しとして「(損害の賠償)」を付する。

第9条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第9条 作業センターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

第10条に見出しとして「(委任)」を付し、同条を第15条とし、第9条の次に次の5条を加える。

(指定管理者の業務の範囲)

第10条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 作業センターの運営に必要な事業の実施に関すること。

(2) 作業センターの使用の承認に関すること。

(3) 作業センターの施設及び設備の維持管理に関すること。

(4) その他作業センターの管理上市長が必要があると認める業務

(指定管理者の指定)

第11条 指定管理者は、授産施設の運営に精通するとともに、前条に定める業務の実施を通じて作業センターの設置の目的を達成することができるものでなければならない。

2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ前項の規定に該当する

と認めるものを選考するものとする。

3 前項の規定により市長が選考したもののうち、指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要があると認める書類を添えて、市長に申し出なければならない。

4 市長は、前項の規定による申出があったときは、その内容を審査のうえ、作業センターの設置の目的を効果的かつ安定的に達成することができるかと認めるものを指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の告示)

第12条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第13条 指定管理者は、作業センターの管理の業務を通じて取得した個人に関する情報(以下「個人情報」という。)の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は、作業センターの管理の業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

(守秘義務)

第14条 指定管理者の役員及び職員は、作業センターの管理の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

(金沢市地域老人福祉センター及び金沢市老人憩の家条例の一部改正)

第21条 金沢市地域老人福祉センター及び金沢市老人憩の家条例(昭和54年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「(目的及び設置)」を付する。

第2条に見出しとして「(名称及び位置)」を付する。

第3条に見出しとして「(事業)」を付し、同条の次に次の1条を加える。

(開館時間及び休館日)

第3条の2 センター及び憩の家(以下「センター等」という。)の開館時間及び休館日は、規則で定める。

第4条に見出しとして「(使用の対象者)」を付し、同条中「センター及び憩の家(以下「センター等」という。)」を「センター等」に改める。

第5条に見出しとして「(使用の承認)」を付する。

第6条に見出しとして「(使用料)」を付する。

第7条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第7条 センター等の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

第8条に見出しとして「(委任)」を付し、同条を第13条とし、第7条の次に次の5条を加える。

(指定管理者の業務の範囲)

第8条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条に定める事業の実施に関する事。
- (2) センター等の使用の承認に関する事。
- (3) センター等の施設及び設備の維持管理に関する事。
- (4) その他センター等の管理上市長が必要があると認める業務

(指定管理者の指定)

第9条 指定管理者は、社会福祉法人で、地域における老人の福祉増進のための活動と連携を図りながら、前条に定める業務の実施を通じてセンター等の設置の目的を達成することができるものでなければならない。

- 2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ前項の規定に該当すると認める者を選考するものとする。
- 3 前項の規定により市長が選考した者のうち、指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他市長が必要があると認める書類を添えて、市長に申し出なければならない。
- 4 市長は、前項の規定による申出があったときは、その内容を審査のうえ、センター等の設置の目的を効果的かつ安定的に達成できると認める者を指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の告示)

第10条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第11条 指定管理者は、センター等の管理の業務を通じて取得した個人に関する情報(以下「個人情報」という。)の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者の役員及び職員は、センター等の管理の業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

(守秘義務)

第12条 指定管理者の役員及び職員は、センター等の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

(金沢市生きがい情報作業センター条例の一部改正)

第22条 金沢市生きがい情報作業センター条例(平成10年条例第43号)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(開館時間)

第4条 生きがい情報作業センターの開館時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

第4条の次に次の1条を加える。

(休館日)

第4条の2 生きがい情報作業センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日
 - (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- 第10条を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第10条 生きがい情報作業センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

第11条を第16条とし、第10条の次に次の5条を加える。

（指定管理者の業務の範囲）

第11条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条に定める作業等の実施に関すること。
- (2) 生きがい情報作業センターの使用の承認に関すること。
- (3) 生きがい情報作業センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) その他生きがい情報作業センターの管理上市長が必要があると認める業務

（指定管理者の指定）

第12条 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要があると認める書類を添えて、市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、その内容を審査のうえ、当該申出をしたもののうちから、生きがい情報作業センターの設置の目的を最も効果的かつ安定的に達成することができるものと認めるものを指定管理者として指定する。

（指定管理者の指定等の告示）

第13条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

（個人情報の取扱い）

第14条 指定管理者は、生きがい情報作業センターの管理の業務を通じて取得した個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は、生きがい情報作業センターの管理の業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

（守秘義務）

第15条 指定管理者の役員及び職員は、生きがい情報作業センターの管理の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

（金沢市障害児通園施設条例の一部改正）

第23条 金沢市障害児通園施設条例（昭和53年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(開所時間)

第5条 ひまわり教室の開所時間は、午前9時から午後4時30分まで（土曜日にあつては、午前9時から正午まで）とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

第5条の次に次の1条を加える。

(休所日)

第5条の2 ひまわり教室の休所日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所することができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

第9条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第9条 ひまわり教室の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

第10条を第15条とし、第9条の次に次の5条を加える。

(指定管理者の業務の範囲)

第10条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 第3条に定める事業の実施に関すること。

(2) ひまわり教室の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) その他ひまわり教室の管理上市長が必要があると認める業務

(指定管理者の指定)

第11条 指定管理者は、社会福祉法人で、児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第82号）第3章に規定する基準に従い、児童デイサービスの事業を適正に運営し、かつ、前条に定める業務の実施を通じてひまわり教室の設置の目的を達成することができるものでなければならない。

2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ前項の規定に該当すると認める者を選考するものとする。

3 前項の規定により市長が選考した者のうち、指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他市長が必要があると認める書類を添えて、市長に申し出なければならない。

4 市長は、前項の規定による申出があつたときは、その内容を審査のうえ、ひまわり教室の設置の目的を効果的かつ安定的に達成できると認める者を指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の告示)

第12条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

(個人情報取扱い)

第13条 指定管理者は、ひまわり教室の管理の業務を通じて取得した個人に関する情報(以下「個人情報」という。)の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は、ひまわり教室の管理の業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

(守秘義務)

第14条 指定管理者の役員及び職員は、ひまわり教室の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

(金沢市駅前広場条例の一部改正)

第24条 金沢市駅前広場条例(昭和40年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条の2の次に次の2条を加える。

(自家用車駐車場の供用時間)

第1条の3 金沢駅西広場(以下「駅西広場」という。)の自家用車駐車場(以下「自家用車駐車場」という。)の供用時間は、午前零時から午後12時までとする。

(自家用車駐車場の供用の休止)

第1条の4 市長は、自家用車駐車場の補修その他管理上必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、自家用車駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

第2条を次のように改める。

(自家用車駐車場を利用することができる自動車の種類)

第2条 自家用車駐車場を利用することができる自動車の種類は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する普通自動車(積載物を含め長さが5メートル以下、高さが3メートル以下、幅が1.9メートル以下であるものに限る。)とする。

第4条中「第3条」を「前条」に改める。

第7条の次に次の2条を加える。

(駐車の拒否)

第7条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、自家用車駐車場での駐車を拒否することができる。

- (1) 自家用車駐車場の施設、設備等を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (2) 発火性又は引火性の物品その他の危険物を積載しているとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自家用車駐車場の管理上支障があると認められるとき。

(禁止行為)

第7条の3 駅前広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 土地の形質を変更し、又は物件等を損壊すること。
- (2) 行商及び業として写真を撮影すること。
- (3) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。

- (4) 前3号に掲げるもののほか、駅前広場の利用及び管理に支障のある行為をすること。
2. 自家用車駐車場においては、前項に定めるもののほか、次に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 自家用車駐車場の施設、設備等又は駐車中の自動車を損傷し、又は汚損すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自家用車駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

第10条を第17条とする。

第9条の2中「、自家用車駐車場の管理を財団法人金沢まちづくり財団に」を削り、同条を第16条とし、第9条の次に次の6条を加える。

(指定管理者による管理)

第10条 駅西広場の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

(指定管理者の業務の範囲)

第11条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 自家用車駐車場の使用の許可に関すること。
- (2) 駅西広場の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他駅西広場の管理上市長が必要があると認める業務

(指定管理者の指定)

第12条 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要があると認める書類を添えて、市長に申し出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申出があったときは、その内容を審査のうえ、当該申出をしたもののうちから、駅西広場の設置の目的を最も効果的かつ安定的に達成することができるものと認めるものを指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の告示)

第13条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第14条 指定管理者は、駅西広場の管理の業務を通じて取得した個人に関する情報(以下「個人情報」という。)の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者の役員及び職員は、駅西広場の管理の業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

(守秘義務)

第15条 指定管理者の役員及び職員は、駅西広場の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

(金沢市公園条例の一部改正)

第25条 金沢市公園条例（昭和39年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、旧高峰家・旧検事正官舎の指定管理者は、茶道等の文化活動の機会の提供に関する業務を行うものとする。

第16条第2項中「による申出」の次に「（旧高峰家・旧検事正官舎に係る申出を除く。）」を、「金沢市民野球場等」の次に「（旧高峰家・旧検事正官舎を除く。）」を加え、同項を同条第4項とし、同条第1項中「もの」の次に「（旧高峰家・旧検事正官舎に係る指定にあつては、前項の規定により選考したものに限る。）」を加え、同項を同条第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

旧高峰家・旧検事正官舎の指定管理者は、茶室及び歴史的建造物の管理及び活用に関する専門的な知識を有するとともに、前条第1項及び第2項に定める業務の実施を通じて旧高峰家・旧検事正官舎の設置の目的を達成することができるものでなければならない。

2 市長は、旧高峰家・旧検事正官舎の指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ前項の規定に該当すると認めるものを選考するものとする。

第16条に次の1項を加える。

5 市長は、第3項の規定による申出（旧高峰家・旧検事正官舎に係る申出に限る。）があつたときは、その内容を審査のうえ、旧高峰家・旧検事正官舎の設置の目的を効果的かつ安定的に達成することができると認めるものを指定管理者として指定する。
（金沢市自動車駐車場条例の一部改正）

第26条 金沢市自動車駐車場条例（平成2年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第14条 駐車場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

第15条を第20条とし、第14条の次に次の5条を加える。

（指定管理者の業務の範囲）

第15条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 駐車場の供用に関すること。
- (2) 駐車場の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他駐車場の管理上市長が必要があると認める業務

（指定管理者の指定）

第16条 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要があると認める書類を添えて、市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の規定による申出があつたときは、その内容を審査のうえ、当該申出をしたもののうちから、駐車場の設置の目的を最も効果的かつ安定的に達成することができると認めるものを指定管理者として指定する。

（指定管理者の指定等の告示）

第17条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

(個人情報取扱い)

第18条 指定管理者は、駐車場の管理の業務を通じて取得した個人に関する情報(以下「個人情報」という。)の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は、駐車場の管理の業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

(守秘義務)

第19条 指定管理者の役員及び職員は、駐車場の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

第27条 金沢市自動車駐車場条例の一部を次のように改正する。

第14条、第15条、第16条第2項、第18条及び第19条中「駐車場」を「駅東等駐車場」に改める。

(金沢市長町研修館条例の一部改正)

第28条 金沢市長町研修館条例(昭和63年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(開館時間)

第5条 研修館の開館時間は、午前9時から午後9時まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)にあっては、午前9時から午後5時まで)とする。ただし、松声庵にあっては、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、金沢市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、必要があると認めるときは、同項の開館時間を変更することができる。

第5条の次に次の1条を加える。

(休館日)

第5条の2 研修館の休館日は、次のとおりとする。ただし、松声庵にあっては、第2号に掲げる日に限る。

(1) 月曜日(その日が休日に当たるときは、その日の翌日)

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、同項の休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

第14条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第14条 松声庵の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

第15条を第20条とし、第14条の次に次の5条を加える。

(指定管理者の業務の範囲)

第15条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 松声庵の使用の承認に関すること。
- (2) 茶道等の文化活動の機会の提供に関すること。
- (3) 松声庵の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) その他松声庵の管理上教育委員会が必要があると認める業務
(指定管理者の指定)

第16条 指定管理者は、茶室及び歴史的建造物の管理及び活用に関する専門的な知識を有するとともに、前条に定める業務の実施を通じて松声庵の設置の目的を達成することができるものでなければならない。

- 2 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ前項の規定に該当すると認めるものを選考するものとする。
- 3 前項の規定により教育委員会が選考したもののうち、指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他教育委員会が必要があると認める書類を添えて、教育委員会に申し出なければならない。
- 4 教育委員会は、前項の規定による申出があったときは、その内容を審査のうえ、松声庵の設置の目的を効果的かつ安定的に達成できると認めるものを指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の告示)

第17条 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

(個人情報取扱い)

第18条 指定管理者は、松声庵の管理の業務を通じて取得した個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者の役員及び職員は、松声庵の管理の業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

(守秘義務)

第19条 指定管理者の役員及び職員は、松声庵の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第27条の規定は、平成16年10月9日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の金沢市立中村記念美術館条例第12条の規定に基づき金沢市立中村記念美術館の管理を委託している場合においては、当該施設の管理に関しては、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号。以下「平成15年改正法」という。）の施行の日から起算して3年を経過する日（その日前に平成15年改正法による改正後の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「改正後の自治法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の金沢市民俗文化財展示館条例第8条の規定に基づき金沢市民俗文化財展示館の管理を委託している場合においては、当該施設の管理に関しては、平成15年改正法の施行の日から起算して3年を経過する日（その日前に改正後の自治法第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に第3条の規定による改正前の金沢市立安江金箔工芸館条例第15条の規定に基づき金沢市立安江金箔工芸館の管理を委託している場合においては、当該施設の管理に関しては、平成15年改正法の施行の日から起算して3年を経過する日（その日前に改正後の自治法第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際現に第4条の規定による改正前の金沢卯辰山工芸工房条例第15条の規定に基づき金沢卯辰山工芸工房の管理を委託している場合においては、当該施設の管理に関しては、平成15年改正法の施行の日から起算して3年を経過する日（その日前に改正後の自治法第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行の際現に第5条の規定による改正前の金沢市立ふるさと偉人館条例第10条の規定に基づき金沢市立ふるさと偉人館の管理を委託している場合においては、当該施設の管理に関しては、平成15年改正法の施行の日から起算して3年を経過する日（その日前に改正後の自治法第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。
- 7 この条例の施行の際現に第6条の規定による改正前の金沢市民芸術村条例第15条の規定に基づき金沢市民芸術村の管理を委託している場合においては、当該施設の管理に関しては、平成15年改正法の施行の日から起算して3年を経過する日（その日前に改正後の自治法第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。
- 8 この条例の施行の際現に第7条の規定による改正前の金沢市牧山ガラス工房条例第13条の規定に基づき金沢市牧山ガラス工房の管理を委託している場合においては、当該施設の管理に関しては、平成15年改正法の施行の日から起算して3年を経過する日（その日前に改正後の自治法第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。
- 9 この条例の施行の際現に第8条の規定による改正前の泉鏡花記念館条例第10条の規定に基づき泉鏡花記念館の管理を委託している場合においては、当該施設の管理に関しては、平成15年改正法の施行の日から起算して3年を経過する日（その日前に改正後の自治法第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。
- 10 この条例の施行の際現に第9条の規定による改正前の金沢湯涌夢二館条例第10条の規定に基づき金沢湯涌夢二館の管理を委託している場合においては、当該施設の管理に関しては、平成15年改正法の施行の日から起算して3年を経過する日（その日前に改正後の自治法第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。

- 11 この条例の施行の際現に第10条の規定による改正前の金沢市おしがはら工房条例第13条の規定に基づき金沢市おしがはら工房の管理を委託している場合においては、当該施設の管理に関しては、平成15年改正法の施行の日から起算して3年を経過する日（その日前に改正後の自治法第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。
- 12 この条例の施行の際現に第11条の規定による改正前の金沢蓄音器館条例第10条の規定に基づき金沢蓄音器館の管理を委託している場合においては、当該施設の管理に関しては、平成15年改正法の施行の日から起算して3年を経過する日（その日前に改正後の自治法第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。
- 13 この条例の施行の際現に第12条の規定による改正前の前田土佐守家資料館条例第10条の規定に基づき前田土佐守家資料館の管理を委託している場合においては、当該施設の管理に関しては、平成15年改正法の施行の日から起算して3年を経過する日（その日前に改正後の自治法第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。
- 14 この条例の施行の際現に第13条の規定による改正前の室生犀星記念館条例第10条の規定に基づき室生犀星記念館の管理を委託している場合においては、当該施設の管理に関しては、平成15年改正法の施行の日から起算して3年を経過する日（その日前に改正後の自治法第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。
- 15 この条例の施行の際現に第14条の規定による改正前の金沢湯涌創作の森条例第16条の規定に基づき金沢湯涌創作の森の管理を委託している場合においては、当該施設の管理に関しては、平成15年改正法の施行の日から起算して3年を経過する日（その日前に改正後の自治法第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。
- 16 この条例の施行の際現に第15条の規定による改正前の金沢職人大学校設置条例第10条の規定に基づき金沢職人大学校の管理を委託している場合においては、当該施設の管理に関しては、平成15年改正法の施行の日から起算して3年を経過する日（その日前に改正後の自治法第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。
- 17 この条例の施行の際現に第16条の規定による改正前の金沢市異業種研修会館条例第12条の規定に基づき金沢市異業種研修会館の管理を委託している場合においては、当該施設の管理に関しては、平成15年改正法の施行の日から起算して3年を経過する日（その日前に改正後の自治法第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。
- 18 この条例の施行の際現に第17条の規定による改正前の食肉流通センター条例第6条の規定に基づき石川県金沢食肉流通センターの管理を委託している場合においては、当該施設の管理に関しては、平成15年改正法の施行の日から起算して3年を経過する日（その日前に改正後の自治法第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。

- 19 この条例の施行の際現に第18条の規定による改正前の金沢市松ヶ枝福祉館条例第10条の規定に基づき金沢市松ヶ枝福祉館の管理を委託している場合においては、当該施設の管理に関しては、平成15年改正法の施行の日から起算して3年を経過する日（その日前に改正後の自治法第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。
- 20 この条例の施行の際現に第19条の規定による改正前の金沢福祉用具情報プラザ条例第10条の規定に基づき金沢福祉用具情報プラザの管理を委託している場合においては、当該施設の管理に関しては、平成15年改正法の施行の日から起算して3年を経過する日（その日前に改正後の自治法第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。
- 21 この条例の施行の際現に第20条の規定による改正前の金沢市福祉作業センター条例第9条の規定に基づき管理を委託している金沢市福祉作業センターについては、当該施設の管理に関しては、平成15年改正法の施行の日から起算して3年を経過する日（その日前に改正後の自治法第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。
- 22 この条例の施行の際現に第21条の規定による改正前の金沢市地域老人福祉センター及び金沢市老人憩の家条例第7条の規定に基づき管理を委託している金沢市地域老人福祉センター及び金沢市老人憩の家については、当該施設の管理に関しては、平成15年改正法の施行の日から起算して3年を経過する日（その日前に改正後の自治法第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。
- 23 この条例の施行の際現に第22条の規定による改正前の金沢市生きがい情報作業センター条例第10条の規定に基づき管理を委託している生きがい情報作業センターについては、当該施設の管理に関しては、平成15年改正法の施行の日から起算して3年を経過する日（その日前に改正後の自治法第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。
- 24 この条例の施行の際現に第23条の規定による改正前の金沢市障害児通園施設条例第9条の規定に基づき金沢市障害児通園施設ひまわり教室の管理を委託している場合においては、当該施設の管理に関しては、平成15年改正法の施行の日から起算して3年を経過する日（その日前に改正後の自治法第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。
- 25 この条例の施行の際現に第24条の規定による改正前の金沢市駅前広場条例第9条の2の規定に基づき金沢駅西広場の自家用車駐車場の管理を委託している場合においては、当該施設の管理に関しては、平成15年改正法の施行の日から起算して3年を経過する日（その日前に改正後の自治法第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。
- 26 この条例の施行の際現に第26条の規定による改正前の金沢市自動車駐車場条例第14条の規定に基づき管理を委託している自動車駐車場については、当該施設の管理に関しては、平成15年改正法の施行の日から起算して3年を経過する日（その日前に改正後の自治法第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当

該指定の日)までの間は、なお従前の例による。

27 この条例の施行の際現に第28条の規定による改正前の金沢市長町研修館条例第14条の規定に基づき松声庵の管理を委託している場合においては、当該施設の管理に関しては、平成15年改正法の施行の日から起算して3年を経過する日(その日前に改正後の自治法第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日)までの間は、なお従前の例による。

28 金沢市自動車駐車場条例の一部を改正する条例(平成16年条例第31号)の一部を次のように改正する。

「第14条中「駐車場」を「駅東等駐車場」に改める。」を削る。

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年9月21日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第54号

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例の一部を改正する条例

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例(昭和58年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「中小企業総合事業団法施行令(平成11年政令第203号)第3条第1項各号」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令(平成16年政令第182号)第2条第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年9月21日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第55号

金沢市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

第1条 金沢市障害者施策推進協議会条例(平成11年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第27条第4項」を「第24条第4項」に改める。

第2条を次のように改める。

第2条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 本市における障害者(法第2条に規定する障害者をいう。以下同じ。)のための施策に関する基本的な計画に関し、法第9条第6項(同条第9項において準用する

場合を含む。)の規定に基づき、市長に意見を述べること。

(2) 本市における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議すること。

(3) 本市における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

第2条 金沢市障害者施策推進協議会条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第4項」を「第26条第4項」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は規則で定める日から施行する。

金沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年9月21日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第56号

金沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

第1条 金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中「別表」を「別表第1」に改める。

第5条中「市長が別に定める」を「別表第2のとおりとする」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

第12条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第12条 駐車場の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

第13条を第18条とし、第12条の次に次の5条を加える。

(指定管理者の業務の範囲)

第13条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 駐車場の供用に関すること。

(2) 駐車場の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) その他駐車場の管理上市長が必要があると認める業務

(指定管理者の指定)

第14条 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要があると認める書類を添えて、市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、その内容を審査のうえ、当該申出をしたもののうちから、駐車場の設置の目的を最も効果的かつ安定的に達成することができるものと認めるものを指定管理者として指定する。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、駐車場の指定管理者を指定する場合(指定管理者の指定の期間の満了に伴い新たに指定管理者を指定する場合を除く。)において、